		八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置		九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値	ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値

第四十九条の六第一項中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改める。

第四十九条の六の四第一項中「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は」に改め、同項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の五第一項中「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八三二MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八三二MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の九第一項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」